

施設園芸省エネ設備導入支援事業3次公募要領

1 補助制度の内容

(1) 補助金名

施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金

(2) 補助金交付の目的

施設園芸は経営に占める燃油費の割合が極めて高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種であることから、一般社団法人日本施設園芸協会が実施する「施設園芸等燃油価格高騰対策」における令和4事業年度の施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）に申請している団体の構成員である農業者を対象に、省エネルギーに資する設備及び資材の導入に係る経費を支援することにより、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図ります。

(3) 補助事業の内容

セーフティネット事業における省エネルギー等対策取組計画（以下「省エネ計画」という。）の実現に向けて行う、省エネルギーに資する設備及び資材の導入に係る経費について、予算の範囲内において補助します。

(4) 補助率（上限額）

補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は施設園芸省エネ設備導入支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）別表1のとおりとします。

(5) 補助対象者

この事業の実施主体は、令和4事業年度のセーフティネット事業に申請している団体の構成員である農業者とします。

2 申請手続

(1) 公募期間

公募期間は、令和4年11月10日（木）から令和4年11月25日（金）までとします。

(2) 提出書類等について

実施要領に定める以下の書類を提出してください。

①別記様式第1 令和4年度施設園芸省エネ設備導入支援事業実施計画書の提出について

（別紙1）令和4年度施設園芸省エネ設備導入支援事業（事業実施計画書）

②添付書類等

（ア）セーフティネット事業で策定した「省エネルギー等対策取組計画」

（イ）事業費の分かる資料（見積書・複数社）

- (ウ) 設備の能力が分かる資料、機械設備及び資材のカタログ等
- (エ) 燃油削減目標値の設定根拠資料（任意様式）
- (オ) その他、事業計画の内容を補足するために必要な資料

(3) 提出期限等

- ①県への提出期限：令和4年11月25日（金）17時まで。郵送の場合は令和4年11月25日（金）の消印は有効とします。
- ②事業実施計画書等の提出場所及び公募に関する問い合わせ先
申請者の住所を管轄する各農林水産（農政・農林）事務所に提出ください。
 - 桑名農政事務所 地域農政課（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）
〒511-8567 桑名市中央町5-71 0594-24-7421
 - 四日市農林事務所 農業振興課
（四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町）
〒510-8511 四日市市新正4-21-5 059-352-0627
 - 津農林水産事務所 地域農政課（津市）
〒514-8567 津市桜橋3-446-34 059-223-5102
 - 松阪農林事務所 農業振興課（松阪市、多気町、明和町、大台町）
〒515-0011 松阪市高町138 0598-50-0564
 - 伊勢農林水産事務所 農業振興課
（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）
〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 0596-27-5168
 - 伊賀農林事務所 農業振興課（伊賀市、名張市）
〒518-8533 伊賀市四十九町2802 0595-24-8141
 - 尾鷲農林水産事務所 地域農政課（尾鷲市、紀北町）
〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 0597-23-3498
 - 熊野農林事務所 地域農政課（熊野市、御浜町、紀宝町）
〒519-4393 熊野市井戸町371 0597-89-6122

なお、申請に関するお問合せは下記の窓口においても可能です。

三重県農林水産部農産園芸課園芸振興班

電話：059-224-2808 FAX：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp

(4) 提出部数：2部

(5) 提出に当たっての注意事項

- ・事業実施計画書等の書類の提出は、原則として郵送としますが、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とします。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。
- ・提出書類を郵送する場合は、簡易書留・特定記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。
- ・提出書類は、返還できないので御了承ください。
- ・提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類

に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読の上、注意して作成してください。

- ・提出書類の差し替えは認められません。
- ・事業実施計画等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ・応募要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は無効とします。
- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・補助金交付対象者の氏名又は名称は、公開する場合があります。

4 事業実施計画の審査及び審査結果の通知

県は、提出された事業実施計画書の審査を行い、申請者に対して審査結果の通知を行います。審査結果の通知はおおむね11月末を予定しています。

5 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守っていただく必要があります。

(1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県公告第249号）及び農産園芸課関係補助金等交付要領に基づき、適正に執行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。